

広島県告示第三百七十二号

広島県証紙条例（昭和三十九年広島県条例第二十八号）第五条第一項の規定によって、次のものを証紙売りさばき人に指定した。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	主たる事務所の所在地	売りさばき所	売りさばきをする証紙の種類
広島県信用組合	広島市中区富士見町一番一七号	安芸郡熊野町中溝一丁目一番一号	広島県収入証紙